

令和3年度 宜野座村会計年度任用職員の募集について

募集職種・職務内容・応募人数

勤務条件等は職種によって異なりますので、「募集職種一覧表」にてご確認ください。

※募集職種により、資格、免許、経験等を有することを条件としているものがあります。

※業務の内容など勤務条件の詳細は、その職を募集している課へお問い合わせください。

※複数応募（3課までの申込に限る）を希望する場合は、それぞれの職を募集している課へ申込書を提出してください。

応募資格

年齢制限はありませんが、下記のいずれかに該当しない者となります。

欠格事項（地方公務員法第16条）

○禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

○宜野座村職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

○日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

任用期間 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

勤務日・勤務時間・勤務場所・報酬

職種により異なります。「令和3年度宜野座村教育委員会会計年度任用職員募集職種一覧表」をご覧ください。

週休日・休日 ※一部の職種については、休日が異なる場合があります。

休日は原則として、土曜日、日曜日、国民の祝日、年末年始（12月29日から1月3日）

諸手当

条例等の定めにより、支給要件を満たした場合に、通勤手当、期末手当、時間外手当、特殊勤務手当（一部の職種）等を支給。

報酬等支給日 ※日給、時給の方は、翌月の10日払い

毎月末日締め、当月の21日払い、支給日が土日または祝日の場合はその前日に支給

休暇

任用期間に応じて年次有給休暇を付与するほか、該当する場合特別休暇（忌引休暇等）を取得できます。

有給休暇（年次有給休暇、忌引休暇、夏季休暇、結婚休暇等）

無給休暇（病気休暇、産前産後休暇、育児時間、子の看護等）

社会保険等

加入要件を満たした場合、健康保険、厚生年金保険、雇用保険に加入します。

公務災害

非常勤職員の災害補償制度または労働者災害補償保険のいずれかが適用されます。(勤務先の所属により異なります。)

服務規程

地方公務員法に規定する服務の各規程が適用されます。

- 服務の宣誓
- 法令及び上司の職務上の命令に従う義務
- 信用失墜行為の禁止
- 守秘義務
- 職務専念義務
- 政治的行為の制限
- 争議行為等の禁止
- 営利企業等への従事等の制限

申込書配布及び申込方法、提出書類、提出先

申込書配布：宜野座村教育委員会にて直接受け取り、または村 HP 及び教育委員会 HP にてダウンロード

申込方法：宜野座村教育委員会へ郵送または直接提出

提出書類：1. 宜野座村会計年度任用職員任用申込書

2. 資格を証する書類の写し(資格を必要とする職の場合)

3. その他、必要に応じて担当課から求められたもの

※黒のボールペンまたはサインペンを使用し、直筆での記入して下さい。

提出先：宜野座村教育委員会(宜野座村中央公民館内)

申込書提出から採用までの流れ

1. 「宜野座村会計年度任用職員申込書」を教育委員会へ提出
 2. 担当課にて書類審査を実施し、面接試験への候補者を決定(選考審査後速やかに合否の通知等いたします。)
 3. 面接試験を実施し、採用候補者を決定(選考審査後1週間以内に合否の通知等いたします)
- ※提出された申込書は採用の有無にかかわらず返却致しません。
- ※提出された申込書については、宜野座村会計年度任用職員採用に関する書類選考及び面接、任用手続きに必用な範囲で利用します。
- ※申込書や面接等で偽りがあった場合や応募資格がないことが判明した場合は、採用を取り消すことがあります。
- ※地方公務員法の規定に基づき、採用時はすべて条件付きのものとし、採用後1ヵ月を良好な成績で勤務した場合に正式採用となります。
- ※採用については、各課で必要な業務が発生し、雇用が必要な時に行われますので、申込後すぐに任用されるとは限りません。
- ※本件は予算の成立を条件とします。

◆お問い合わせ先

宜野座村教育委員会 教育課 ☎098-968-8522
※お問い合わせの際は、お電話にて希望する職種をお伝えください。